

公 告
(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構北陸支部（JICA 北陸）が、2019 年 11 月より技術研修を開始する予定の案件について、独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成 15 年 10 月 1 日細則（調）第 8 号）に基づき、別紙のとおり公告を行います。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 北陸業務課（電話：076-233-5931、担当：藤井）宛にお願いします。

2019 年 6 月 14 日

独立行政法人 国際協力機構
北陸センター 契約担当役
所長 菊地 和彦

**2019 年度課題別研修
「授業研究による教育の質的向上」
に係る参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構北陸センター（以下「JICA 北陸」という。）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、アフリカ各国から研修員として、授業改善に係る業務を行う教育関係者を招聘し、一連の授業研究サイクルを向上させることを目的として実施し、同時に、参加国間のネットワーク構築を促し、アフリカ圏における教育の質的向上を、授業研究を軸に実施するものです。

本業務の遂行にあたっては、国立大学法人福井大学（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、これまで JICA 北陸所管地域において過去に JICA 研修事業の実績があります。さらに、教育分野に関しては独自に高い実績と多くの人材を有しているだけでなく、官公庁、民間を含む人材ネットワークも有する機関であり、研修成果達成のために効果的なプログラムを提供できることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

別紙 1 研修委託契約業務概要の通り

2 応募要件（注：以下のうち該当する要件を記載）

（1）基本的要件：

- ① 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ② 2019 年度を第 1 回として受託し、2021 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能である者。本件公募は 2019 年度、2020 年度、2021 年度に実施する研修（3 回分）を対象に実施しますが、契約は年度ごとに分割して締結します。なお、各年度の契約を締結する際には、前年度の業務実施状況に特段の問題がない事を確認の上で契約を締結します。（ただし、研修対象国の状況など、予期しない外部条件が生じた場合を除きます。国際情勢によっては 2 年次及び 3 年次が取りやめになることもあります。）
- ③ 公示日において、平成 31・32・33 年度もしくは平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発

効していること。

- ⑤ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ⑥ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2019年6月14日(金)午前10時から2019年7月8日(月)正午まで(郵送の場合、期間内必着)
	提出場所	〒920-0853 石川県金沢市本町1-5-2 リファーレ(オフィス棟)4F JICA 北陸業務課(担当:藤井)
	提出書類	参加意思確認書、2. 応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可)
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください。)
(2) 審査結果の通知	通知日	2019年7月16日(火)
	通知方法	参加意思確認書の提出者: 郵送 特定者: JICA 北陸ホームページ「調達情報/研修委託契約」にて公開
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	〒920-0853 石川県金沢市本町1-5-2 リファーレ(オフィス棟)4F JICA 北陸業務課(担当:藤井)
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください。)
	請求期限	2019年7月19日(金)
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨: 日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金: 免除します。
- (11) 共同企業体の結成: 認めません
- (12) 当機構の契約競争関連規定は、当機構ホームページの「調達情報」(アドレス <http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (13) 情報の公開について:
本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページで原則公表しますのでご承知ください。
また、本公募により契約に至った契約相手方と契約に関する情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、必要な情報を当機構に提供すること及び情報を公表することに合意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結

についてご理解をお願いいたします。
具体的には、参加意思確認書の提出を持って本件情報の公表について同意されたものとしします。

担当部課：JICA 北陸業務課

以 上

2019 年度課題別研修
「授業研究による教育の質的向上」
コース研修委託業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2019 年度課題別研修「授業研究による教育の質的向上」コース

(2) 研修の目的

【研修目標】

教師の質的向上に資する授業研究を共有・実施するためのアクションプランが着手される。

【単元目標】

1. 日本を含む他国との比較の中で、自国の授業研究の制度もしくは目指そうとしている制度が整理される。
2. 日本を含む他国との比較の中で、自国で目指そうとしている授業研究における視点（特に指導案作成、授業観察、協議会）が整理される。
3. 単元1、2の視点が活かされた授業研究（特に指導案作成、授業観察、協議会）を帰国後共有・実施するためのアクションプランが策定される。
4. 本邦研修に関する知見を活用し、研修成果について意見交換を行う。

(3) 研修期間

全体受入期間：2019 年 11 月中旬から 2019 年 12 月上旬まで

技術研修期間：2019 年 11 月中旬から 2019 年 12 月上旬まで

(4) 対象となる研修員

受入研修員数：最大 8 名

対象国：エチオピア、マラウイ、南アフリカ共和国、ウガンダ、ザンビア、ルワンダ

対象組織：初等・中等教育学校、教員養成・研修機関、教育行政機関

資格要件：初等・中等教育指導主事、教務主任又はクラスターリーダー、教員養成・研修講師、当該分野での実務経験 5 年以上

使用言語：英語

主な研修実施場所：福井県福井市

研修付帯プログラム（JICA が実施するプログラム）

- ア. ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌日 0.5 日間
- イ. プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：来日後 1 時間程度
- ウ. 開講式、評価会及び閉講式：技術研修初日に開講式 1 時間程度、評価会と閉講式は最終日に 0.5 日間
- エ. 国内移動：東京より福井市への移動が 1 日、福井市より帰国前に東京への移動が 1 日

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- ① 研修カリキュラムの作成・調整
- ② コースオリエンテーションの実施
- ③ 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ④ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑤ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- ⑥ 各種発表会の実施
- ⑦ JICA 北陸その他関係機関との連絡・調整
- ⑧ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑨ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑩ 評価会への出席、実施補佐
- ⑪ 開・閉講式への出席、実施補佐
- ⑫ 反省会への出席
- ⑬ 研修の評価

(2) 講義（演習・実習）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
- ⑤ 講義等実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師（もしくは所属先）への礼状の作成・送付

(3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書ないし同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付
- ⑤ 研修監理員との調整・確認

3 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、技術研修期間完了後速やか（契約履行期間終了10日前までに）に提出する。

4 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

※業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

以上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
北陸センター 契約担当役
所長 菊地 和彦 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2019 年度課題別研修『授業研究による教育の質的向上』
に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、
業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

平成 28・29・30 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)

- 資格審査申請書 (http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)
- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
- 財務諸表(直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)
- 納税証明書(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの) (写)

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上